

(附録六) 會 則

第一章 總 則

第一條 本會は郵船同友會と稱し、本部を神戸市に支部を横浜市に置く。

但し必要と認めたる時は適當の地に支部又は出張所を置く。

第二條 本會は日本郵船株式會社及び近海郵船株式會社船乘組司船部員を以て組織す。

第三條 本會は綱領主張及決議の實現を圖るを以て目的とす。

第二章 會 員

第四條 本會員を分ちて左の三種とす。

一、正會員 現に兩社に在籍中の者及び會務に従事する者。

二、維持會員 維持費を負擔する者。

三、名譽會員 皆て本會に對して功績あり執行委員會の推薦を経たる者。

第五條 正會員に會費を納入し役員の選舉權及被選舉權を有す。

第六條 維持會員及名譽會員は本會の會務遂行に對し、隨時意見を陳陳することを得。

第七條 本會に左の機關を置く。

- 一、大 會
- 二、在港船代表協議會
- 三、執行委員會

- 四、部門委員會
- 五、船内委員會
- 六、顧問委員會

第八條 大會は本會最高の決議機關にして、毎年一回五月會長之を召集するものとす。

會員三分の一以上、又は港船代表協議會、若くは執行委員會が必要と認めたる時は會長は臨時大會を召集することを得。

大會は正會員總數三分の一以上の出席を要す、但し委任行爲を妨げず。

第九條 在港船代表協議會は大會に次ぐ決議機關にして、出席者の三分の二以上の賛成あるにあらざれば成立せず。

在港船代表は各船會員三十名までは一名とし、三十名を越ゆる毎に一名を加ふるものとす。

第十條 執行委員會は本會の執行機關にして、會長、主席、會計、支部長、書記、部長及會計監督を以て組織し、大會、在港船代表協議會の決議に基き會務を執行するものとす。

第十一條 部門委員會は、左記各部の委員に依つて夫々組織し、執行委員會の統制の下に各部門を分掌す。

- 一、組織宣傳部
- 二、教育出版部
- 三、調査部
- 四、政治部
- 五、法律部
- 六、家庭聯絡部
- 七、事業部